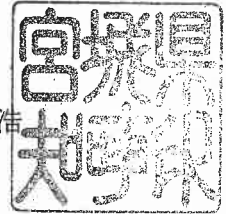


環 対 第 4 7 号  
平成31年4月24日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿  
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称)白石越河風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見に  
ついて (通知)

平成30年11月8日付けでアカシア・リニューアブルズ株式会社代表取締役から送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課  
環境影響評価班 渡邊  
電話 : 022-211-2667  
FAX : 022-211-2696

## (仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、アカシア・リニューアブルズ株式会社が、宮城県白石市において、売電することを目的として、最大出力 38,400 kW (定格出力 3,200~4,200 kW, 風力発電設備 10~12 基) の風力発電施設を設置する事業であり、本県における再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現に寄与するものである。

しかしながら、対象事業実施区域及びその周辺には、白石城や小原温泉など、地域にとって重要な観光資源及び流域保全上重要な水源かん養保安林が存在しているほか、多数の住居が立地している。また、クマタカなどの希少な動物の生息が確認されていることから、事業実施により主要な眺望景観や豊かな自然環境等に対する影響が懸念される。

このため、事業者は方法書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成する必要がある。

### 1 全般的事項

#### (1) 風力発電設備等の配置等の検討

対象事業実施区域は、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ(平成 30 年 5 月 宮城県)」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。また、土砂災害警戒区域(土石流)等が含まれるほか、景観資源への配慮が必要な地域となっている。

このことから、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の位置、規模、配置及び構造(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、周辺の生活環境及び自然環境並びに景観等への影響について最大限考慮し、その検討経緯を準備書に記載すること。

#### (2) 調査・予測及び評価の手法

調査に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価すること。

#### (3) 累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響を適切に予測及び評価すること。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### (4) 事業計画の見直し

上記のほか、2により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電基数の削減など、必要に応じ事業計画の見直しを行うこと。

(5) 地域の生活環境への配慮

対象事業実施区域周辺の地域住民、関係自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

(6) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 騒音・低周波音による影響

イ 騒音・低周波音（以下「騒音等」という。）の調査に当たっては、音の吸収、回折及び反射など様々な要素を考慮し、風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価すること。

ロ 騒音等については、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考とするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価を行うこと。

(2) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、白石市水道水源保護条例（平成13年3月9日条例第10号）に定める水源保護地域であり、水源かん養保安林や複数の河川源流部及び沢筋等が存在し、水道や農業用水の水源として利用されている地域でもあるため、工事の実施による土砂や濁水の発生による水環境への影響が懸念される。

このことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水源かん養保安林の対象事業実施区域からの除外を検討するとともに、河川や沢筋等からの離隔に努めること。また、土砂等の発生による水環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土工量の抑制や仮設沈砂地の設置等、影響を回避又は低減する方法を検討すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域（土石流）及び山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）に指定された溪流の流域並びに、土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）として指定された区域が多く存在している。

このことから、事業実施に伴う変化が周辺の土石流災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域の見直しを含めて、十分な対策等を検討すること。

(4) 動物に対する影響

イ 対象事業実施区域及びその周辺では、特別天然記念物ニホンカモシカのほか、サル・イノシシ・クマ等の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部が改変されることで、これらの動物の生息環境への影響が懸念される。

このことから、ニホンカモシカ等への影響については、専門家の意見を聴くなど適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 希少種であるクマタカをはじめとする鳥類及びコウモリ類(以下「鳥類等」という。)の調査に当たっては、環境保全措置を予め念頭に置いた上で、風力発電設備の構造や機能の設定を行い、適切に予測及び評価すること。

ハ 一般的にコウモリ類は、強風時に飛翔しないことから、コウモリ類の衝突リスクについて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、最適なカットイン風速を検討すること。

ニ 事業実施によって発生する騒音による鳥類等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 植物に対する影響

改変区域の緑化に当たっては、導入した植物が対象事業実施区域やその周辺の植物群落に影響を及ぼさないよう、侵略的外来種の利用を避けるとともに、地域性種苗の利用等を含めた材料の選定、施工方法及び施設供用時の管理方法を検討すること。

(6) 景観に対する影響

対象事業実施区域周辺には、白石城天守閣や小原温泉などの主要な眺望点をはじめ、東北の名峰と称される蔵王連峰や国指定天然記念物である材木岩などの重要な景観資源が存在することから、事業実施による景観への重大な影響が懸念される。

このため、景観の調査、予測及び評価に当たっては、以下の点に留意するとともに、白石城天守閣からの景観については、眺望景観への影響の回避を検討すること。

イ 調査、予測及び評価に当たっては、現地調査により重要な眺望点からの眺望の特性、利用状況などを把握した上で、フォトモンタージュや動画を作成し、適切に行うこと。また、評価に当たっては、垂直視野角だけではなく、風力発電設備の稼働による誘目性を考慮すること。

ロ 生活圏からの圍繞景観については、その影響を適切に把握するよう、生活の場からも多数の眺望点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

ハ 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望点となる施設等の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係市町等の意見を十分に踏まえること。

(7) 廃棄物の減量化及び再資源化の推進

事業実施により発生する廃棄物については、建設工事から事業終了後の設備撤去工事に至るまでに発生する種類や量について予測し、再生利用等の適正な処理方法について検討すること。

(8) 温室効果ガスの削減に向けた検討

森林伐採や土地の改変等の工事、設置される風力発電設備等の製造・輸送・稼働・廃棄等による温室効果ガスの排出量と再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減量を把握すること。

(9) 放射線の量による影響

対象事業実施区域内は地形的に周辺より空間放射線量の高い場所もあり、事業実施によってホットスポットが形成される可能性もあることから、放射線の調査を実施すること。